

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷四十第

行發日一月二年一十正大

## 論叢

最低生活費免稅論

法學博士 小川郷太郎

植民政策是非

文學博士 原勝郎

小作制と小作法

法學博士 河田嗣郎

經濟道と經濟術

法學士 作田莊一

海運に於ける競争と獨占

法學士 小島昌太郎

## 時論

我邦消費稅の體系を論ず

法學博士 神戸正雄

## 說苑

リッケルトの價值體系

文學博士 米田庄太郎

舊尾張藩に於ける地割制度

農學士 奥田彥

## 雜錄

「戦前戦後國富統計」を讀みて  
に於ける  
法學士 沙見三郎

## 小作制と小作法 (二)

河田 嗣 郎

### 一 小作制 一般 (承前)

純企業としての小作制が、現今諸國に於ける小作制度の原則的形式たらむとするの傍、尙ほ未だ完全なる獨立の企業組織たるの實質を備へざる小作制の、諸國に残存せるものあるを見る。就中最も廣く行はれ、夙に世に紹介されて之に關する研究も行はれて來たのは、彼の分益小作制なるもの之である。

分益小作制は、地主が土地を提供すると同時に場合に依ては經營上に必要なる資本 (インツェンタール) の全部又は一部 (家畜、農具、種子等) を供給し、小作人は一家の勞働力を擧げて主として勞務の提供に依て、其の土地の上に生産經營を行ひ、然かも其の經營の方針及び實地施行に關しては、必ずしも之を獨立專行するを得ないで、地主が之に關與し容喙する場合少からず、而して其の生産に依る收穫物は、豫め約されたる一定歩合 (通常半々) を以て、地主と小作人との間に、その實物の儘に分割所得する制度である。即ち此の制度の下に於ける小作人は、彼の純企業小作制に於けるが如くに、契約上に定められたる一定額の小作料を、或は其の貨幣價格に於て或

は其の實物量に於て地主に支拂ふものではなく、年々の收穫の一定歩合宛を地主との間に分割するものであるから、其額は年々の作柄の豊凶に依る收穫量の多少に應じて、決して分量的に一定せないのである。

されば此の制度の下に於ける小作人は、純企業的小作制に於ける小作人のやうに、年の作柄の豊凶に依る収益の多少に拘らず、豫め契約されたるだけの一定額の小作料は之を地主に支拂ひ、その經營上の企業的損得は一切之を自己の肩上に負擔するものでなく、收穫の多少、從て生ずる經營上の報酬は、多くも少くも、常に之を地主との間に分割するものであつて、其の意味に於て、地主と小作人とは、共同經營者たる性質を有する。從てその小作人は、獨立なる企業家たる資格を有せないのである。<sup>8)</sup>

茲に於てか、此の制度に對しては、學者に依ては之を小作制と見るを妥當ならずとし、寧ろ之は一種の労働契約制と見るべきものと考へて居る。即ち此の制度は、地主が農業經營を行ふに當つて、其の労働者を雇入るゝに、之に一定額の貨幣又は實物労働賃を支給することなく、之に與ふるに收穫實物の一定歩合を以てし、之を以て其一家の労働に對する報酬に當てる所の、一種の労働契約制なりとするのである。而して労働者は、雇傭労働制に於けるが如く、日々の労働に對して、其の効果とは無關係に、契約上の一定労働賃を受取ることはないけれども、その一家は、供與せら

8) Buchenberger. Agrarwessn u. Agrarpolitik, 2. Aufl. S. 186ft.; J. S. Mill, Principles, book II. Chapt. VIII. (p. 188); Marshall, Principles, p. 730.—

れたる農地の上に指示されたる生産上の効果を擧ぐるに足るべき一切の注意と労働とを爲すべき義務を負ひ、其代り其の經營より生れる生産収益は、多ければ多きまゝに、少なければ少きまゝに、其の實物に於て一定歩合だけ之を労働に對する報酬として所得するを許さるゝ次第で、之れ亦一種の勞賃支拂方法たるに外ならず、その方法に依る労働契約の行はるゝ形式が即ち此の制度なりと説明するのである。<sup>99)</sup>

此の兩様の解釋は、その何れを探つても差支なく、之を一種の労働制と見ることの不可ならざる如く、又此を一種の小作制と見て、小作制度の分類中に加ふることも、何等不可なる理由を持たぬ。而して從來は、其の勞務經營者が、經營上全然自由ではなくとも、少くとも獨立なる労働を爲すを得、經營に參與するといふよりも、寧ろ地主と共同經營者たり、或は地主はたゞ經營上の大體に關與するに過ぎず、大抵のことは勞務者の自由裁量に委かせて經營を行はすものたる所より、やはり此の制度は、之を小作制の一種と見ることが、普通に行はれたる見解なりとする。然かしそが小作制の一種たるにしても、小作人が彼の發達せる純企業的な小作人のやうに、完全なる企業家たる資格を有せず、其の實質に於ては企業家たる資格よりも、寧ろ多く労働者たる資格を有する點よりして、此の制度は、甚だ特色あるものとして取扱はれて來たのである。

而して此の小作契約は、文書に依て、又明確に期間を定めて取結ばるゝ場合も勿論ないではな

9) Buchenberger, a. a. O. S. 187; Conrads Hwb. f. Stw. Bd. VII. Art. Teilbau, S. 1146.

いけれども、多くは、たゞ口約に依り、期間の如きも豫め之を明かに限定せず、一定の告知期間さへ(それとても慣習的に定まつて居るに過ぎぬが)守れば、何時にても双方より解約し得るものとし、其の解約の行はれない限り長く引續いて同一小作人に依て小作せられ、その死亡に依て甫めて契約の解かるゝものも少からず、その死後相續人が又引續いて其の小作を行ふやうなものもある次第である。要するに契約としては法律的には頗る不完全なる形に於て、主として慣習に依て行はるゝものとする。されば、その小作制としての性質も、頗る原始的の條を止め、幼稚なる制度たるを否み難いと同時に、其所に又農業にふさはしい面白味もあるのである。

元來農業は、頗る自然經濟的な性質を有するものであつて、現今文明諸國に於ては、商工業方面に於ける企業組織が、益々發達するに連れて、農業生産も亦漸次企業化せられ、營利本位のもとなりつゝあり、爲めに地主と小作人との關係の如きも、其間に存したる曩日の道德的要素が漸次減少して、純事務的關係たらんとするの勢が進みつゝあるけれども、それでもまだ實狀は、商工業に於けるほどにはなり得ないで居る。之は一つには農業といふ業務本來の性質に依るものたるを思はなくてはならぬ。而して此の觀點よりして之を見れば、分益小作制の如きは、農業本來の性質には、甚だ好く適合せる所があつて、その有する弊害の少からざるに拘らず、現今尙ほ可也廣く文明諸國內に於ても行はれつゝある所以のものは、實に此所に存するとせなければなら

ぬ。即ち其等の點は、此の制度の有する長所として數へられねばならぬのである。

即ち此の制度は、之を小作制の一種として見るも、將又前に述べたやうな意味で之を勞働契約の一種と見るにしても、其の本來の性質が、甚だ勞資協調的のものであつて、土地資本は之を有するけれども、之を自ら利用して其上に自營農業を爲し得ざる者と、勞働は之を爲し得るけれども、獨立に之を用ひ得べき土地資本を有せざる者とが相結むで、一種の共同的經營を爲し、その經營を爲すに就いては、互に相扶け相補ひ、所謂和衷協同を以て事に當るを以て本旨と爲し、又その能く行はるゝに於て、甫めて、業務上に好成績を舉げ得べき性質のものたるに外ならぬ。而して其の制度は甚だ舊式なものではあるけれども、然かもその精神に於ては、現今工業方面に於ても要求せらるゝ所の勞資協調の主旨に叶へるものを有し、然かもそのこと、農業といふ業務が本來相互扶助的原則に據て立つに於てのみ能く繁榮するを得べき性質のものたること、相叶ひ、此の制度をして、舊式乍らにその遣方さへよければ能く現代に適合し得る所あらしむる。少くとも一概に之を排斥し得べからざるものたらしむる。

此の制度の下に於ける小作人は、元來土地を所有せない者で、然かも資力薄弱なる者たる爲めに、此の制度なくば、農業上の雇傭勞働者となるか、さなくば外國や都會に移住するかの外なき境遇に居り、純企業的なる小作をも引受けて之を行ひ得ないやうな人々を以て多數とするのであ

る。されば此の制度の在ることは、此等の人々をして能く雇傭労働よりも獨立なる小作労働に従事するを得せしむる次第で、之が爲めに、其の労働者としての性質を醇化し又その労働能率を増さしむるに、大に貢献する所ありとせなければならぬ。即ち之に依て労働者と土地との間の關係をして、雇傭労働に於けるよりも遙かに親密ならしめ、又小作人と地主との間の關係をして、雇傭労働者と雇主との間の關係よりも、小作人に有利ならしめ、其の人格的存在の獨立と自由とを保つを得せしむる。<sup>10)</sup>

然し之は又一面に於ては、容易に弊害をも伴ひ得る次第だから、一概には論じ難く、よくその實際の狀態に就いて、事情を見た上でなくては、輕卒に一般的判斷は爲し難きものたることも、忘れてならぬ所に屬する。即ち此の小作制の下に於ける小作人は、元來貧弱なる人達が多いのだから、其の經營上に於ても、單にたゞ一家の労働だけしか提供し得ざる狀態に在り、従て地主に對しては其の地位甚だ獨立なるを得ないで、寧ろ頗る從屬的なる地位に居り、封建的餘臭が何時までも遺つて居て、主從關係の殘存するものも少くない有様とする。従て其の地位は、雇傭労働者が雇主に對して有する地位よりも、獨立なく自由なきものも無いではない。革命前の佛蘭西の分益小作農民の狀態に就いてアースー、ヤングの記せる所の如きは、その事情を雄辯に物語るものであるが、現時に至るも尙ほ斯かる狀態の、佛蘭西や伊太利や我國の一部に殘存するもの、無きに

10) Buchenberger, a. a. O. S. 191.

あらざるを、思はなくてはならぬ。<sup>11)</sup>

分益小作農民の狀態が劣悪なる所に在つては、農業は何時までも粗放的に行はれ、土地に對する改良的注意を拂ふことが怠られ、小作人等は永久に涉つて土地生産力の培養をするに心掛くるよりも、差當り經營上に勞費を省いて、其の純収益を大ならしむるに専心するを免れ難い。即ち小作人等は、經營上に勞費を十分に注入し、又土地の生産力を涵養するに足るべき改良的施設を爲して、其の生産上の總収益を大にするとも、その半は之を地主に分配せなければならず、自己の注意と勞苦の結果が自己に專屬せないで、無爲の地主を肥やすに役立つこととなるを馬鹿らしく思ひ、それよりも寧ろ勞する所なからんと欲し、同じく勞するほどならば、その結果の收得を自己に専らにするを得る道に於て勞せんと欲するからである。

けれども又それは、分益小作制の行はるゝ實際の狀態に依ること、契約の内容と地方々々に於ける實狀とを見た上でなくては、一概には論じ難い。分益小作制は上の如き缺點を有すると同時に、又その小作人は雇傭勞動者に比較すれば、その使用する土地に對する關係親密なるが爲めに、遙かに能く土地を愛し、其の生産力の枯渇するなきやう注意し、益々之を培養するにも心掛くるものとする。特に小作契約が慣習的に永年に涉つて存續し、小作人の一生を通じて、又は子々相承けて小作を行ふが如きものに在つては、小作人は名は小作人たりと雖も、その土地に對す

11) Buchenberger, *ibid.* S. 190ff.; J. S. Mill, *op. cit.* p. 185-



る實際關係は、所有關係に於けると、心情に於て多く異なる所なく、土地を愛すること土地所有者の如くなるを見るのである。

然るに前にも之を明かにしたやうに、分益小作制は、それが慣習に基く所多き制度たるだけ、小作期間の如きも、永續的なるが多いのだから、土地に對して小作人に依る掠奪的使用の行はるゝ小作制度固有の弊害は、期限付なる小作制に於て短き小作期間が契約的に明確に定められたるものに於けるほど、甚しくはない。此點亦分益小作制の長所として、數へらるゝに値する所で、此の制度が土地愛護の上よりすれば、自作制に亞いで可なるものとせらるゝ理由實に此所に存する。

尙又此の制度が慣習を基礎として成立つて居り、從て其の小作人の地位が確定して居て、比較的強固であり、地主は土地の所有者たりと雖も、慣習を無視して猥りに小作人の地位を動かすことの出來難い點は、農業經營の上より之を見ても、又社會政策的見地より之を見ても、甚だ好まじきことゝ謂はなければならぬ。その制度が慣習に基くといふは、如何にも原始的には聞ゆるけれども、所謂自由競争制の弊害に依て襲はるゝ所少きを得ることは、農業といふ業務本來の性質より之を考へて、又農民といふものゝ本來の性情より之を考へて、寧ろ大いなる強味とせなければならぬ。自由競争制は、その有する利點も大だけれども、又之に伴ふ弊害も少からず、特に其の弊害は、商工業方面に於て其威を振ふ所よりも、農業方面に於て害毒を流すこと多く、農業は

或は之が爲めに致命的損害を被る恐もある次第で、とかく現今の自由競争主義の營利的企業制は農業を繁榮助長せしむるよりも、却つて之を衰頽痿痺せしむるに傾き易く、私の如きは、現代に於ける資本主義的自由競争制の益々進展するに連れて、獨り商工業榮えて農業は漸次不振の状態に陥り、之を勢の儘に放置するに於ては、終に之が爲めに、農業をそして經濟一般の、行詰と破滅とを齎すに至るべきを恐るゝ者であるから、その眼を以て之を見れば、農業が餘りに純企業化せず、その小作制の如きに於ても、慣習的に安定せる基礎の上に立つものは、却つて農業一般の運命を支持する上に於ては、有効なるものたるべきを信せざるを得ないのである。之に依て農業が救はるべしとは思へぬけれども、少くとも、斯かる制度の維持せらるゝことが、不可なりとか、農業に取つて不利益だとかいふ風には考へられぬ。特に労働者たる農民の今後の地位を造り上ぐるが上には、斯かる制度とその精神とする所との存續することの、不可なる理由は見出し得られない。たゞ彼の封建的主従關係の餘臭の如きは、固より現代人の要求と相容れざるものであるから、かゝる臭味の殘存するある所は、速かに之を排除せなければならぬけれども、制度そのものゝ強固なる基礎を爲す所の、精神的並びに有形的諸要素に至つては、保存するに價值あるものとせなければならぬ。

何れにしても、分益小作制が其の長所を發揮し得むが爲めには、地主と小作人との間に、十分

なる意思疏通が行はれ、地主は常に同情を以て小作人に臨み、同時に又自らも農事の經營者として小作人と共に經營を行ふものたるの自覺の下に、十分に土地方面に關する改良と經營上の注意とを行ひ、遺憾なくその責任を果すものたるを必要とする。而して又小作人も自ら農事の經營者としての自覺と責任心との下に、地主と共同經營者たる地位を忘れず、經營上に關しては勿論のこと、土地そのものに對しても、亦之が愛護に忘ることなきを必要とする。たゞ此等の要件が満さるゝに於てのみ、此の制度は其の効果を擧ぐるを得、場合に依ては、純企業的な小作制の下に於けるよりも、小作人の地位境遇を良好ならしむるを得る。されば此の制度は、彼の不在地主制の下に於ては、到底よく其の効果を擧げ得べき見込はない。特に其の不在地主が都會に在つて商業に従事する者たり、從て農業と農民とに對しては理解もなく、同情もなく、土地に對してはたゞ之れその収益をのみ打算し、小作人を見ること、自己の利益の産出人、自己の利便の奉仕者、自己の利得の絞め道具とのみ考ふるが如きものに在つては、此の制度はたゞ其の缺點をのみ暴露し、地主は其の地位の強きを利用して飽迄も小作人を搾り取らんとのみ之れ欲し、小作人は常にその犠牲となつて、貧弱なるが上にも貧弱となり、從屬的なるが上にも從屬的となつて、單純なる雇傭労働者に於けるよりも更に其の地位は劣惡悲惨ならざるを得ない。彼の不在地主制は、農業一般の上より云ふも獅子身中の虫たるを否み難く、農業に取つては憎むべき敵たるを謂はねば

ならぬが、分益小作制の如きが行はるゝ状態の下に於ては、特に其の禍害の及ぶ所の深く且つ大なるを思はなくてはならぬ。

尙ほ分益小作制は、その行はるゝ所に就いての實地的觀察よりして、其の弊害が指摘せられ、此の制度の下に業を行ふ小作農民の劣悪なる状態の報道せらるゝを見る場合少からず、伊太利に於ける農業状態を記したものに、特に然るものあるを見る次第だが、之に就いて致ふる嘗つては、大いに注意を要する所あるを忘れてはならぬ。即ち分益小作制そのものに固有なる弊害と、之に隨伴する他の事情より來る弊害とを區別せねばならぬ。その行はるゝ地方に於ける土地所有の分配状態が甚だ不均で、大地主制が横暴を逞くしつゝあり、その勢力の下に分益小作制の行はるゝが爲めに之に従事する小作人の地位極めて劣悪なるが如き場合に於ては、その弊害の來る所が、主として土地所有の不均といふことに存するを、注意せなければならぬのである。或は少くも、不健全なる土地所有分配の下に行はるゝ分益小作制は、所有關係と相結びて出來上りたる事情よりして、大いなる弊害を生むに至れるものたることを、注意せなければならぬのである。而して此事、伊太利などに於て最も然るものあるや、洵にブッヘンベルガーの夙に之を指摘せる通りである。<sup>12)</sup> 同じ分益小作制にしても、それが土地所有の比較的公平なる分配の下に、自作農制と相併むで、或は相重なつて、行はれ、其の地主たる者も餘り大いなる地主たらず、小地主又

12) Buchenberger, a. a. O. S. 193ff.

は自作農民たる場合と、大地主制が専ら行はれて、さなきだに種々の弊害の農業と農村生活との上に生じて居るやうな状態の下に行はるゝ場合とでは、其の利弊の表はれ方は、大いに相違せざるを得ない。大地主制の下に於ける分益小作制は、所詮その利點を發揮するには足らず、その弊害のみが主として暴露され、強大なる地主は、小貧なる小作人との共同者として、常に獅子の割ケ前を食り、小作人は常に其の犠牲たらむが爲めに、粒々辛苦して日も維れ足らざるに、其の得る所は、地主の嘗ぶり糟たるに過ぎざることゝなるを免れぬ。況んやその大地主が多くは都會に住ふ不在地主たるに於てをや。<sup>0.13)</sup>

分益小作制の一般の性質利弊等は、大體右に説くが如きものなりとして、扱て此の制度の行はるゝ所はと見れば、古くは何れの國に於ても、その廣く行はれたるを信すべき理由があるが、昔から行はれて、その本舞臺たるかの如くに考へられ、よく其の状態の世に紹介されたるものは、伊太利、南部佛蘭西及び西班牙の地方であつて、歐洲に在つては、此の制度は、大體拉典民族の之を有するものなるが如くに考へられて居る。然し現に獨逸の或地方にも其の存在するあり、又我國に於ても、昔時は一般的に、現今は例外的に、其の存在を見ることが出来る次第だから、決して拉典民族に固有なる制度ではない。

13) R. Leonhard, Die landwirtschaftlichen Zustände in Italien.

先づ伊佛に於ける狀況を概説し、次に我國に於ける實例を窺つてみやう。

伊太利に在つては、分益小作制は夙にカトー時代以前から行はれて居たと信せられて居る。即ち羅馬人は其の征服したる地方の開發の爲めに羅馬人を移住せしめ、之等をして植民部落を建設せしむる政策を取り、新植民者には無償にて又は一定代價を以て又は小作地として既墾地を給與したが、未墾地に至つては、之を希望する者さへあれば、收益分割の條件の下に之を賦與することとした。其の收穫分割の歩合は、耕作物は十分一、樹木栽培に於ては五分一、牧畜地に於ては家畜の一部分を國庫に納むるといふことにせられた。之れ即ち分益小作制に外ならずと考へられるのである。尤も其の行はるゝ所は寧ろ例外的たるに過ぎず、一般的には自作制が行はれたのである。然るに次で封建時代の表はるゝと共に此の小作制は大いに廢れ、其後封建制頽廢するに及むで又大いに分益小作制行はるゝに至り、十三世紀に入つて甫めて北部及び中部地方に於て此の制度が一般的の制度たるに至つたのである。即ちその時期に當つては、市街居住民が農村に於て小區域の農地を所有するの風熾となり、然かも此等の人々は、自ら耕作を行ふことは出来なかつたものだから、其の耕作經營は農民(Kolonen)に委任して行はしむることゝし、其の經營は集約的いや園藝式に行はるゝを要する場合には、分益制に依て之を行はしむるが最も都合よく、之に依るに於て甫めて十分に經營者の注意と努力とを期待することが出来た。而して此の場合に、農民は

其の生産物の一部分を取得し、通常自ら之を消費し、地主は其の殘餘部分を收得したのである。

斯くて此の小作形式は引續き廣く諸地方に行はるゝこととなり、以て今日に及び、現今尙ほ農民の少からざる部分(約一割七分)は分益小作人たる有様なりとする。<sup>14)</sup>

けれども伊太利に於て行はるゝ分益小作制は、その實際の形式に至つては決して一樣ならず、種々の形式の分類さるべきものがある。其の最も普通で従て最も廣く行はれて居る形式は、本來の *Mezzadria* と稱せらるゝものであつて、一農場が小作人に依て耕種せられ、其の收穫物従て生産上に生ずるあらゆる危険は、地主と小作人との間に分割せらるゝものとし、小作人は一家の勞働力を以て十分なる注意の下に耕種を行ふ義務を負ひ、然かも同時に地主は、その耕種經營に關しては、啻に其の經營上の大方針に關して發言權を有するのみならず、日々に行はるゝ業務の施行に關しても、之に容喙干渉するの權利を有するものとする。然るに此の本來の形式以外尙ほ屢次表はれ來る所のものは、一種の土地改良契約に依る *contratti a miglioria* の形式である。此の形式の下に於ては、土地の所有者は、土地と併せて其の改良を行ふが爲めに必要なる資本を提供し、農民は其の土地を例へば葡萄園として使用するに適するやう開發するに要する一切の勞働を爲し、開發の行はれたる當初暫くの間は其の收穫物の全部を收得し、一定年數の經過したる以後は、其土地の一部の所有權を得て其の殘部の上にか、又は開發地全體の上にか、分益法に依る

耕種を行ふこととするのである。然るに又更にはロムバルデーやエミリアなどの諸地方に於ける大農地に行はるゝ所のものは、農場に必要とする労働者を得、之を固着せしむる手段とせらるゝものであつて、新たに招致したる農民には、一定の土地を給付してその上に分益制に依る耕種を爲さしめ、以て彼等を土着せしむる工夫を爲し、その代り此等の百姓は、主家に必要とする農業労働に従事する義務を負ふものとし、その労働に對しては賃弊又は實物に依る勞賃が支拂はれるのである。之を *Doria* と稱する。尙ほ又南部伊太利特にシシリ島に行はるゝ所のものは、農業日傭労働者に小區域の土地が貸與せられ、其の土地には一定種類の作物を栽培すべきものとし、其の生産收穫の一定部分(四分二乃至二分一)を其の勞務報酬として給與せらるゝ方法であつて、労働者等は此の耕作以外に剩れる労働は自由に之を他に用ゐ得るのである。此の形式は *metateria* と稱せられて居る。

斯く其の形式の種々なるが上に、尙ほ其の個々の形式の下に於ける分益小作契約も種々雑多なるを常とする。即ちネアペル地方では土地所有者は、葡萄收穫は全部、オリウヴ收穫はその三分二、他の生産物は總べて半分を收得することゝなつて居り、その代り土地に關する費用、葡萄の硫酸燻蒸及び葡萄摘取の費用、施肥費用の半額は之を負擔し、尙ほ小作人に對して住家を供給することゝなつて居る。然るに又分益小作契約は屢次普通の小作契約と混同して行はるゝことあり、穀



作と牧地經營とが種樹栽培と兼ね行はるゝが如き場合に多く之を見る次第で、その場合には、前二者は普通の小作契約の下に、後者は分益小作契約の下に、小作せしめられる。之れ即ち *cont-ratto misto* である、そして此の制度の主眼とする所は、穀作や牧地經營の如きものに對しては一定小作料を徴して地主収益を確定し、經營上の危険は之を小作人に負擔せしめ、種樹栽培の如く、經營者の周密なる注意を要するものに就いては、分益制に依て小作人の利害を繋がんことをに存する。更には又地主は、蘭や葡萄の如き高價なる生産物の販賣は、之を全部自己の手に於て行ふ權利を留保し、小作人にはその賣上代金の一定部分を支給することゝせる例も、少くないのである。<sup>15)</sup>

要するに此等の契約は、之を一見しただけでも、從來大抵地主に都合よく便利なるやうな方法に於て行はれて居たものなるを知るに足るのである。

次に佛蘭西に於ける分益小作制に就いて見るに、同國に在つても此の制度は頗る古くより行はれ、特に主として羅馬の支配下に在つた地方、即ち中部及び南部地方に於て廣く行はれて居た。そして十六、七、八世紀に涉つて此の制度は大いに普及するに至り、十八世紀の末葉に於ては、國中に在つて最も廣く行はれる經營方式たるに至つたのである。蓋し此の時代に在つては、地方の大地主が都會に移り住ふ傾向強く、此等の不在地主等は、その所有農地を一纏にして中間小作人に

15) Buchenberger, a. a. O. S. 188ff.

普通小作契約の下に委託し、中間小作人は之を多數の小農地に區分して小農民に分益小作として經營せしむる風が熾に行はれたからである。斯くて此の制度は地主には便利であつたけれども、中間小作人が大いなる利得を這間に吸ひ取るこゝとなつた爲めに、分益小作農民の狀態は頗る劣悪ならざるを得ざるこゝとなり、十八世紀に於ける此等分益小農民等の悲惨なる有様は、前にも一言したやうに、アーサー、ヤング其他の人々の筆に依て、世に訴へらるゝこゝとなつたのである。

然るに十八世紀の中葉頃からして漸くに事情變轉の傾向が表はれて來、大革命の勃發と共に、分益小作制は急速に減額することとなり、其勢は引續き十九世紀最後の四半世紀の初に至る頃まで發展して來た。所が一八七〇年代の中頃からは、却つて又此の制度の復興を見るこゝとなつたのである。而して分益制の主として行はるゝは普通の耕地たるに過ぎないで、牧草地や園藝地や葡萄園の如きに於ては、其の行はるゝ所甚だ少ない。又之を地方的分布から云へば、南部地方に最も多く行はれ、中部地方之に亞ぎ、北部地方に至つては、稀に之を見るに過ぎない。<sup>16)</sup>

佛蘭西に於ける分益小作制も、伊太利に於けるもの同様に、其の契約の爲方に至つては種々雑多である。而して其の相分るゝや主として土地に對する改良の施行、經營上に必要な諸資本の調達、建物の供給等に關するものとする。然るに收穫物分割の歩合に至つては、大抵地主と小作人との間に半々にするを例とする。之れ同國に於て分益小作制を *métairie* ou *métayage* と稱する

16) Conrads Hwb. a. a. O. S. II 47 ff.

所以である。次に家畜に關しては特別の契約の行はるゝを例とし、租税其他の公課に就いては、地主が之を負擔するを普通とするけれども、其代り地主は此の負擔を掩ふが爲めに、其地の生産收益中貨幣收益の一定額をば、別に收得することを條件として居る。此の點は古來多くの弊害を伴つた點で、地主は其の口實の下に随分多額の割前を占取し、小作人をして不利益と困難を忍ばざるを得ざらしめた。此所にも亦、強者たる地主の横暴と弱者たる小作人の屈從とを見たのである。<sup>17)</sup>

佛伊以外に在つては、分益小作制は、西班牙及び葡萄牙に行はれ、主として瘦磽なる土地の上に、又特種作物の栽培に關して行はれて居る。其他希臘、塞耳比亞、羅馬尼亞にも其例を見、露西亞には古くより廣く行はれて居る。又北米合衆國に在つても棉作地方に於て一種の分益制行はれ之は灌漑設備に依り小農地を集約的に經營する場合に、勞働者を得るの困難より、地主に取つては分益制を採用するが便利なる爲めに、行はれて來たのである。Share renting system を稱するもの之である。而して其の分益の歩合に至つては、作物の種類に依つて異なるを常とする。尙ほ濠洲にも一種の分益農作 Share farming が行はれて居る。<sup>18)</sup>

總て上に掲ぐる分益小作制の事例は、歐米に於けるものばかりであるが、扱て翻て我國の實狀に於て、斯かる小作制の存在するありやと見るに、後に之を詳論すべきが如く、我國に於ては、

17) Buchenberger, a. a. O. S. 189.

18) Buchenberger, S. 190; Conrads Hwb. S. 1148; Nourse, Agricultural Economics, pp. 628, 630-1.

古くは最も廣く此の制度の行はれたるべきを信するに足る理由があるが、現今に至つては、其の純粹なる形式は、多くは廢滅に歸し、たゞ例外的に、特殊小作制として、諸地方に残存するものあるを見るに過ぎぬ。

我國では分益小作制は、普通には「刈分小作」なる名を以て知られて居るが、尙ほ「作り分け」「分け作」「半作」等の名稱を以て呼ばれて居る所もある。今試に農務局の調査にかゝる「小作慣行に關する資料」中に示されたる所に就いて、其の概況を窺ふこととする。<sup>19)</sup>

我國に於て分益小作制の最も廣く行はれるは、青森縣及び巖手縣の東部諸郡、長野縣西筑摩郡熊本縣阿蘇郡、鹿児島縣種子ヶ島、同じく甄島、沖繩縣宮古島及び八重山島等であつて、謂はゞ多少文化に遅れたる隅々の地方であつて、つまり古來の慣習が保守されて居る所である。又山間に於ける陰地、冷水田、山畑乃至は水害旱魃等の爲めに收穫の一定せざる劣等地に於て行はるゝを例とすること、同調査書の示す所とする。而して此の小作制は經濟の發達に連れて漸次減滅するを以て一般の傾向と爲すけれども、然かし作物や土地利用の必要上、此の制度を以て便利となし、容易に其の習慣の革まり難き地方もあり（巖手縣の如き）又農民の海外出稼等の爲めに小作人缺乏し、他地方より小作人を招致する必要ある所では、此の小作制を採るを便利とし、漸次却つて其の増加を見る傾向を示す所もある（和歌山縣日高郡の或地方の如き）と報告せられて居る。

19) 農務局調査「小作慣行に關する資料」百——百七頁

此の意味より推して考ふれば、近時小作爭議が頻繁に起り、小作料の高に就いて年々地主小作人間に確執を見る風が益々熾となつて來たから、或は一時その困難を免れんが爲めに、小作料定額制を避け、收穫高の歩合分割制を採らんとする傾向生じ、此の制度が却つて廣く諸地方に行はれることとなるかも知れぬ。尤もたとへ此の制度を布くとも、其の分割の歩合に就いて又新たに爭議の生すべきは當然だから、之に依て小作紛争の解決せらるべき望はないが、たゞ一時の過渡的状態として、或は此の制度の廣く行はれるを見ることがないとも限らない。

尙ほ右掲諸地方及び其の以外に於て從來分益小作制の行はれたる諸地方を擧ぐれば、東京(八丈島の一部)京都(北桑田郡山國村)兵庫(城崎郡及び印南郡の或地方)長崎(東、西彼杵郡、南高來郡、南北松浦郡の一部地方)新潟(三島郡、中頸城郡、岩船郡の或村々)埼玉(入間郡、秩父郡の或地方)群馬(利根郡、吾妻郡の或村落)千葉(匝厓、香取、印旛三郡の一部)茨城(久慈、行方、猿島三郡の一部)奈良(吉野、磯城二郡の一部)三重(度會郡、南牟婁郡の或村々)愛知(名古屋市、及び八名郡の一部)静岡(周知郡、加茂郡、田方郡の一部)山梨(北都留郡、八代郡、東山梨郡、北巨摩郡内の或村々)岐阜(羽島、本巢、揖斐、山縣、武儀、土岐、吉城、加茂諸郡内の或村々)長野(西築摩郡の各村、北安曇郡、上、下伊那郡、更級郡、下高井郡、下水内郡、小縣郡内の或村落)宮城(本吉郡の或村々)福島(大沼、安達及び田村郡の一部)巖手(下閉伊、九戸、上閉伊、二戸の四郡内各村、其他諸郡内の或地方々々)青森(上北、下北、三戸郡内及び津輕郡内の或村)山形(西置賜郡、北村山郡、東置賜内の或村々)秋田(平鹿、由利、北秋田郡内の或地方)鳥取(東伯、氣高郡内の或村々)島根(八束

大原、簸川、瀨摩、隠地、周吉、海士、智夫郡内の各二二村)岡山(川上、阿哲、兒島郡内の或村々)廣島(高田、甲奴、双三、佐伯及び比婆郡内の或村落)和歌山(日高郡内の或村々)徳島(美馬郡、三好郡、徳島市内の或部分)愛媛(上浮穴、喜多郡内の或村)高知(土佐、高岡、幡多郡内の一部)大分(大野、下毛郡内の或村々)熊本(阿蘇郡各町村、上益城、羣北兩郡内の或村々)宮崎(西臼城郡の各町村、東臼城、南那珂、東諸縣郡内の一部)鹿児島(揖宿郡及び川邊、日置、薩摩郡内の或部分、熊毛郡、種子ヶ島の全部)沖繩(中頭、國頭郡内の或部分及び宮子島八重山島の全部)北海道(松前、龜田兩郡内の或村落)二府一道二十三縣に跨つて、其の小部分々に散布されて居る。つまり殆んど全國内に普ねく點在する有様で、それは其の分布の有様から之を致ふるも、普通小作制の行はるゝ中に交つて新たに出來上つたものよりも、古く一般的に行はれたるものが、普通小作制の出來上つた今日に至るも尙ほ取遺されて殘存するものと見るを妥當とするのである。然し新しき農地に於て新たに行はれるものとしても、此種の小作法が全くないではない。私の知つて居る所では、岡山在の埋立地たる藤田の開墾場に行はれて居るものゝ如きはその一例である。最も之は小作契約といふよりは勞働契約といふ方が更に穩當であるかも知れぬが、ともかく農民が勞働を提供し、之に對して收穫實物の幾割かを其の報酬として得る點に於て、刈分小作たるに相違ないのである。

我國の分益小作制に於ける收穫物の分配は、主作物たる夏作物の收穫に於て之を行ひ、水田ならば米穀收穫を分配するを原則とし、冬作物の作付を爲したる場合には、其の收穫は全部之を小

作人の所得とするが普通である。然し夏作物と冬作物と双方共に之を地主小作人間に分配する例もないではない。(巖手縣)而して經營上に於ては、通例は租税其他の公課を地主に於て負擔し、種苗肥料の類と耕種上の勞務とは小作人之を提供することになつて居るけれども、稀には種子及び肥料又は種子だけ、又は種子と肥料の一部とを地主より供給することもある。斯くて收穫物の分配に至つては、右經營上の負擔割合の異なるに依り、其の歩合一様なるを得ず、地主の負擔多ければ其の收得歩合も亦大なるや勿論である。そして尙ほその歩合は、田地なると畑地なるに依り、前者に於ける方、後者に於けるよりも地主の取分多く、更に又、農地の肥瘦、位置の便否等により收穫分割歩合を異にし、土地肥へ位置便利なればなるほど地主の收得歩合は大である。けれども假りに此等の特殊事情を抜きにして、全國普通に行はるゝ所の標準的のものに就いて見れば、地主と小作人と半々なるを最も多數の例とし、地主六小作人四、地主三分二小作人三分一といふ順序に於て行はれて居る。

次に收穫物を分配する方法に至つても、決して一様でないが、大抵は收穫季節に於て日を定めて地主と小作人と立會ひ、或は作毛のまゝ地域に従て分配するか、又刈取つた上で束數に依り、又は扱落して數量に依て分配するかの方法を採るのである。而して其の刈取扱落し其他調製上の勞費は小作人に於て之を負擔する場合もあれば、地主より其の費用を相當額だけ報償する場合もあ

る。岡山縣の藤田開墾地に於ては、地主が稻扱機を農地に持て行つて、其所で小作人の目の前で稻束を扱落して、卽座に分配を行ふことになつて居る。その稻扱機の精巧なることゝ相待つて茲に一言する價值ありと思はれる。

而して右述ぶる所は田畑に於ける米麥作其他普通の作物に就いてのことであるが、尙ほ果樹、桑又は特用作物の栽培に關しても、分益小作制の行はるゝ例がある。試みに其の實例として前掲調査書に掲げられたる所を見るに、東京府下に在つては、小笠原島に甘蔗栽培に關して此の制度が行はれて居る。卽ち甘蔗を收穫すれば之を下白糖に製して其の二割乃至三割が地主の所得とせられるのである。製糖に要する機械器具及び牛は地主より之を貸與するを例とする。又山梨縣下では東山梨郡勝沼町に於て、葡萄栽培小作に此法行はれ、地主は公課を負擔し、收穫物は地主小作人間に折半することゝなつて居る。次に青森縣南津輕郡大杉村の林檎栽培に於ては、地主は肥料を供給し又施肥手入等に關する指圖を爲し、小作人は専ら勞務に服し、收穫物の六割五分を地主、三割五分を小作人の收得することになつて居る。尙ほ島根縣大原郡幡屋村には桑園歩分が行はれ、又同郡海潮村及び其の附近では、三椶栽培に際し、地主は山林を小作人に貸付し、小作人は切替畑式に之を使用し、先づ其の雜木雜草を伐倒して之を燒拂ひ、麥蕎又は蕁苔を栽培し、小作人其の收穫を全部取得する代り、其の翌年は之に三椶を植付け其後の手入に關する一切の勞務



を行ひ、地主は公課を負擔し、第一回の收穫に於て地主六小作人四の割合で之を分配し、以後は收穫を折半する方法が行はれて居る。鹿足郡青原村にも之に似た小作が行はれて居る。尙ほ八東郡には人參の「仲間畑」と稱する小作行はれ、地主は種子肥料及び栽培用材料を供給し、收穫物は代金に於て六割五分を地主に三割五分を小作人に頒つのである。

其他高知縣高岡郡東津野、西津野、別府、長者等の村々には楮三極の切替畑小作を作分けとし、地主より苗木を供給したる場合には、收穫物を折半し、小作人苗木を栽培したる場合には地主三分の所得とする例になつて居る。次に熊本縣玉名郡小天村の柑橘小作も代金分益制の下に行はれて居る。地主六小作人四の割合で肥料其他耕作費は小作人の負擔といふことになつて居る。

右等の例は何れも皆面白い例であるが、尙ほ此外にも調査に漏れた實例が少くないであらう。

要するに分益小作制なるものは、上に掲げたる諸國の實例に就いて見ても解かる通り、之を小作制と見ても、勞働契約制と見ても、何れでも差支ないが、之を小作制と見るに於ては、純企業的な小作制に比して一段幼稚なものたることだけは否定し難い所に屬する。即ちその小作人は未だ完全なる獨立の企業家たる資格を具へず、寧ろ分益勞働者により近きものたるだけ、此の制度の下に於ける小作人の地位に關する論議を試むる際には、大いに注意を要するものあるを忘れては

ならぬのである。

而して此の制度が普通の純企業的小作制に比して、小作制として幼稚なるだけ、それが一般小作形式として行はれたる年代も純企業小作制よりも早く、即ち之れに先立てるものたるを知り得べく、従て方今諸國に現存するものは、何れも舊時代の遺物として殘存せるものたるを謂ふことが出来る。然し幼稚なる形式なればとて、一概に其の制度としての効用が少いといふわけには行かぬのである。今後農業界の事情の變化は、或は此の制度の基礎精神とする所を、更に大いに擴充補用せねばならぬ必要を生むかも知れない。少くとも此の制度が、前にも一言したやうに、農業本來の性質にふさはしい所を持つて居ることだけは、之を謂ひ得られるであらう。(未完)